

お取引時の確認の変更について

当行では、「犯罪による収益移転防止に関する法律（以下「同法」といいます）」に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業、取引を行う目的などの確認（以下「取引時確認」といいます）をさせていただいておりますが、同法の改正により、平成28年10月3日（月）から、お取扱いが一部変更になります。

何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 変更日 平成28年10月1日（土）

2. 「お取引時確認」が必要な主なお取引

- 預金取引を始められる時
 - 融資取引を始められる時
 - 200万円を超える大口の現金取引をされる時
 - 10万円を超える現金振込（入学金等を除きます）をされる時
- ※ これらのお取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合がございます。
- ※ 「お取引時確認」ができない場合、お取引をお断りすることがございます。

3. 変更点

- (1) 健康保険証等の顔写真がない本人確認書類のお取扱いの変更
- (2) 外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引に係る確認の追加
- (3) 法人のお客さまの実質的支配者の確認方法の変更
- (4) 法人のお取引のために来店される方の確認方法の変更

4. 変更内容

- (1) 健康保険証等の顔写真がない本人確認書類のお取扱いの変更
お客さまの氏名、住居、生年月日を確認させていただく際に、各種健康保険証等の顔写真がない本書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書^{※1}のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。
※ 1 公共料金の領収書等（携帯電話の領収書を除く）で、領収書の日付等が6か月以内のものに限ります。
- (2) 外国政府等において重要な公的地位にある方等^{※2}とのお取引^{※3}に係る確認の追加
外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引の際に、複数の本人確認書類のご提示等、追加のご対応^{※4}をお願いさせていただきます。
※ 2 外国の元首や内閣総理大臣、その他国務大臣に相当する方 等。
※ 3 「外国政府等において重要な公的地位にある方」ご本人、またはそのご家族、ならびに実質的支配者の方が「外国政府等において重要な公的地位にある方」またはそのご家族に該当する法人のお客さまとのお取引
※ 4 通常の場合と異なる確認をお願いするほか、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- (3) 法人のお客さまの実質的支配者の確認方法の変更
お取引の際に、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響を有すると認められる個人の方^{※5}の氏名、住居、生年月日等を確認させていただきます。

※ 5 議決権の 25%超を直接または間接（議決権の 50%超を保有する支配法人を通じて保有している）に保有する等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有する認められる個人の方を言います。

(4) 法人のお取引のために来店される方の確認方法の変更

法人のお取引のために来店される方の確認について、社員証等による在籍の確認ではなく、書面やお電話等の方法により、法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認させていただきます。なお登記事項証明書等で法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認できるのは、代表権を有する方のみとなります。

5. 変更後の確認事項および確認書類

(下線：平成 28 年 10 月 1 日からの変更事項)

	確認事項 ※1	確認書類 ※2 (原本をお持ちください)
※3 個人のお客さま	氏名・住居・生年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 (平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの) ・旅券 (パスポート) ・個人番号カード(マイナンバーカード) ・在留カード・特別永住者証明書 等
	職業	お持ちいただくものはございません。
	取引を行う目的	(窓口等で確認させていただきます)
※4 法人のお客さま	名称、本店や主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等
	来店された方の氏名・住居・生年月日	上記「個人のお客さま」に記載されている確認書類に加え、委任状等により法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認させていただきます。
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・定款 等
	取引を行う目的	お持ちいただくものはございません。
	当該法人の議決権保有比率の合計が 25%超等の <u>個人の方</u> の氏名・住居・生年月日	(窓口等で確認させていただきますので、あらかじめご確認のうえ、ご来店ください。)

※ 1 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客さまについても、上記事項の再確認をお願いすることがあります（その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります）。

※ 2 すでに「お取引時確認」手続きを済まされたお客さまにつきましては、確認書類を提示いただく代わりに、通帳・キャッシュカードの提示などにより「お取引時確認」させていただきます場合があります。

※ 3 ご本人以外の方が来店された場合には、来店された方についての氏名・住居・生年月日とあわせて、ご本人のためにお取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。

※ 4 事業内容等の確認のため、同法で定められた書類（上記）以外の書類のご提示をお願いすることがあります。また、国、地方公共団体、独立行政法人、上場企業等については一部取扱いが異なる場合があります。

6. 本件に関するお問い合わせ先

コールセンターまたは窓口にお問い合わせください。

以上